

三浦市まちづくり条例の手続の流れ

まちづくり条例では、事業者と市との間における事前相談や事前協議の手続を定めるとともに、住民の意見を開発事業に反映させるための手続を定めています。

具体的には、以下のようなステップを踏んで、手続が進んでいきます。

STEP1 ○事前相談

- ・ 条例の適用の有無をあらかじめ確認するとともに、条例の整備基準について事業者に伝えます。
- ・ 事前相談書提出後も、引き続き、基本的な事項の審査をすすめていきます。

STEP2 ○住民説明

- ・ 開発事業区域の境界から水平距離 15m 以内の住民等が説明対象範囲となります。
(大規模開発事業の場合は、30m 以内となります。また、高さ 12m を超える建築物の場合は、日影になる区域も範囲に含まれます。)
- ・ 住民説明会では、事業者は事業の概要を説明し、それに対して住民は意見を述べることができます。
- ・ また、住民は、説明会開催後 14 日以内に再度の説明会の開催を求めることができます。
- ・ 説明会への欠席者がいた場合、事業者は欠席者に対して個別に説明に回ります。
(個別説明においても、住民は事業の概要の説明を受け、それに対して意見を述べるすることができます。)

STEP3 ○事前協議

- ・ 市の各課と道路や下水道、ごみ置場といった公共公益施設の整備の詳細などについて協議を行います。
- ・ また、住民は、開発事業の内容に対して意見書を提出することができます。
- ・ 大規模開発事業では、事業者又は住民いずれかの申出により、公聴会の開催を求めることができます。

STEP4 ○計画書の確認・協定の締結

- ・ 以上のSTEP1～3までの手続を経て、開発事業計画書を提出します。
- ・ 市は、計画書の内容を確認するとともに、事前協議の結果をまとめて、事業者と協定を締結し、開発事業計画確認通知書を交付します。

STEP5 ○他法令に基づく申請～工事着手

- ・ 通知書の交付、他法令に基づく許可を受けた後に、事業に着手することができます。

※開発事業の内容の公表について

- ・ 事業者から事前相談書など書類が提出されたときは、市はその旨を市役所、初声出張所、南下浦出張所の3か所に公告します。また、市ホームページでも公表します。
URLは、以下のとおりです。
<http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/matidukuri_jyourei_koukoku_soudan.html>
- ・ 公表の日から30日間を縦覧期間としており、期間中は、計画整備課窓口で提出された書類一式の閲覧が可能です。
- ・ 公表する図書は、事前相談書、説明会報告書、事前協議書、開発事業計画書の4つです。
- ・ また、事業者は、事前相談書と事前協議書の提出の日から7日以内に、現地に事業の概要を記した表示板を設置（又は表示）することとなっています。

